

よなご 市議会だより

創刊号

平成17(2005)年5月1日発行
 発行 米子市議会
 編集 議会だより編集委員会
 米子市加茂町1丁目1
 TEL(0859)32-0302
 Eメール gikai@yonago-city.jp



米子市本庁舎及び淀江支所開庁式の様子 (平成17年3月31日)

平成17年4月臨時会の あらまし

平成17年4月臨時会は、4月15日に招集されました。

今臨時会は、合併後初めて招集された議会です。まず、正副議長の選挙が行われました。その結果、議長に生田薫議員が、副議長に田中丞省議員が、それぞれ選出されました。

次に、議員発議により「米子市議会の議員の定数を定める条例の制定について」などの議案6件が提出され、いずれも、原案のとおり可決されました。

次に、議会運営委員及び常任委員の選任が行われました。

次に、議員発議により「特別委員会の設置について」の議案1件が提出され、原案のとおり可決されるとともに、特別委員の選任が行われました。

続いて、鳥取県西部広域行政管理組合等の議員の互選及び選挙が行われました。

最後に、市長職務執行者から「公平委員会委員の選任について」などの議案2件が提案され、原

案のとおり同意されました。なお、今回審議された案件は、別表のとおり9件で、審議結果については、4ページの別表のとおりです。

主な内容

臨時会のあらまし	1
議長・副議長就任あいさつ	2
委員会構成	
党派構成	3
議案審議結果一覧表	4
旧淀江町議会のコーナー	4~10
<small>(3月定例会のあらまし、意見書、町政一般に対する質問、議案等審議結果一覧表)</small>	
旧米子市議会のコーナー	11~24
<small>(3月定例会のあらまし、意見書、議会最終提言、市政一般に対する質問、議案等審議結果一覧表)</small>	

別表

区分	件数
議案	9
合計	9

議長・副議長の就任あいさつ



議長
いけ だ かつおる
生 田 薫



副議長
た な か しゅう しょう
田 中 丞 省

市民の皆様には、日ごろ市政各般にわたり温かいご理解とご協力をいただき、心から感謝申し上げます。私たちは、合併後の4月15日の臨時会において、議長、副議長の要職に就任し、議会運営の重責を担うことになりましたが、その責任の重大さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。

今、本市は、新しく生まれ変わり、その第一歩を歩みだそうとしておりますが、道のりは険しく、厳しい財政事情、地方分権の推進、地域経済の活性化、さらには中海を中心とした環境問題等、重要な課題が山積しております。

私たちは、このような諸問題に対し、市当局とともに慎重かつ迅速に対応するとともに、市民に開かれた議会として公正公平な運営に努め、市民の皆様のご期待にこたえる決意でございます。

何とぞ、皆様には、今後ともより一層のご支援、ご協力をお願い申し上げ、就任に当たってのあいさつとさせていただきます。

委員会構成

◎ = 委員長 ○ = 副委員長

(平成17年4月15日現在)

常任委員会

(総務文教委員会)

◎尾崎太光子 ○安木達哉 河本玲子 内藤清司 中村昌哲 錦織陽子 藤尾信之 安江能規
山形周弘 八幡美博 吉岡知己 渡辺照夫

(民生環境委員会)

◎森川敏秀 ○佐々木康子 生田和子 伊藤ひろえ 笠谷悦子 門脇威雄 谷本 栄 坪内昭二
中川健作 中本実夫 松本美子 矢倉 強

(産業経済委員会)

◎渡辺穰爾 ○森 雅幹 足立智恵 岩崎康朗 遠藤 通 岡村英治 佐藤昭義 田中丞省
廣田弘之 室 良教 安田 篤

(建設水道委員会)

◎奥田 寛 ○岡本武士 生田 薫 門脇邦子 後藤 諫 大丸俊一 中田利幸 原 紀子
松井義夫 松本松子 宮田 誠 森田昭吾

議会運営委員会

◎藤尾信之 ○奥田 寛 笠谷悦子 内藤清司 中川健作 中田利幸 錦織陽子 松井義夫
森川敏秀 山形周弘 吉岡知己 渡辺照夫

特別委員会

(美保基地問題等調査特別委員会)

◎岡本武士 ○岡村英治 伊藤ひろえ 門脇威雄 佐藤昭義 原 紀子 廣田弘之 宮田 誠
渡辺穰爾

(中海問題等調査特別委員会)

◎中川健作 ○岩崎康朗 足立智恵 生田 薫 錦織陽子 松本美子 安江能規 安田 篤
吉岡知己

(議員定数問題等調査特別委員会)

◎中本実夫 ○笠谷悦子 生田和子 尾崎太光子 門脇邦子 後藤 諫 田中丞省 中村昌哲
渡辺照夫

(行財政改革問題等調査特別委員会)

◎坪内昭二 ○河本玲子 遠藤 通 奥田 寛 佐々木康子 谷本 栄 藤尾信之 室 良教
森 雅幹 矢倉 強
















































(新市まちづくり等調査特別委員会)

◎中田利幸 ○内藤清司 大丸俊一 松井義夫 松本松子 森川敏秀 森田昭吾 安木達哉
山形周弘 八幡美博

※ 委員長、副委員長以外は五十音順

会 派 構 成

(平成17年4月15日現在)

<p>しんせい (11人)</p>	      松井 義夫 足立 智恵 中本 実夫 生田 薫 門脇 威雄 山形 周弘      藤尾 信之 室 良教 岡本 武士 尾崎太光子 矢倉 強
<p>新 風 (7人)</p>	       中村 昌哲 吉岡 知己 渡辺 穰爾 中田 利幸 谷本 栄 後藤 諫 岩崎 康朗
<p>よ ど え (7人)</p>	       奥田 寛 田中 丞省 森田 昭吾 内藤 清司 河本 玲子 佐藤 昭義 松本 美子
<p>れいめい (6人)</p>	      渡辺 照夫 坪内 昭二 森川 敏秀 大丸 俊一 安江 能規 廣田 弘之
<p>日本共産党 米子市議会議員団 (5人)</p>	     岡村 英治 松本 松子 佐々木康子 錦織 陽子 生田 和子
<p>未 来 (5人)</p>	     八幡 美博 門脇 邦子 森 雅幹 中川 健作 伊藤ひろえ
<p>公明党議員団 (4人)</p>	    安田 篤 安木 達哉 笠谷 悦子 原 紀子
<p>一院クラブ (1人)</p>	 遠藤 通
<p>誠 (1人)</p>	 宮田 誠

平成17年4月臨時会提出議案審議結果一覧表

番号	件名	結果
議案第1号	米子市議会の議員の定数を定める条例の制定について	原案可決 全会一致
議案第2号	米子市議会委員会条例の制定について	原案可決 全会一致
議案第3号	米子市議会政務調査費の交付に関する条例の制定について	原案可決 全会一致
議案第4号	米子市議会事務局設置条例の制定について	原案可決 全会一致
議案第5号	米子市議会会議規則の制定について	原案可決 全会一致
議案第6号	地方自治法第180条第1項の規定による議会の権限に属する軽易な事項の指定について	原案可決 全会一致
議案第7号	特別委員会の設置について	原案可決 全会一致
議案第8号	公平委員会委員の選任について	原案同意 全会一致
議案第9号	監査委員の選任について	原案同意 賛成多数

5月臨時会の日程 (予定)

5月17日(火) 本会議 (開会)

民生環境委員会

産業経済委員会

建設水道委員会

本会議 (閉会)

6月定例会の日程 (予定)

6月27日(月) 本会議 (開会)

本会議 (代表質問)

30日(木) 本会議 (代表質問)

7月1日(金) 本会議 (代表質問)

4日(月) 本会議 (代表質問)

5日(火) 本会議 (代表質問)

7日(木) 本会議 (代表質問)

8日(金) 本会議 (代表質問)

11日(月) 本会議 (代表質問)

(各個質問)

12日(火) 総務文教委員会

14日(木) 民生環境委員会

15日(金) 産業経済委員会

19日(火) 建設水道委員会

22日(金) 本会議 (閉会)

※詳しくは、議会事務局までお問い合わせください。

議会事務局

電話 3210302



旧淀江町議会のコーナー

淀江町3月定例会のあらまし

淀江町3月定例会は、3月3日から10日までの8日間の会期が開かれました。

開会日の3日には、まず、町長から「市町村合併に伴う組合構成市町村の数の減少に係る鳥取県町村職員退職手当組合規約の変更について」などの議案30件が提案され、質疑及び討論の後、いずれも、原案のとおり可決されました。次に、合併に伴う淀江町の閉町・閉庁及び淀江支所開所行事について協議をするため、全員協議会が開かれました。

4日、8日及び9日の3日間は、陳情の審査のため、委員会が開催されました。

7日は、6人の議員による町政一般に対する質問が行われました。

最終日の10日には、まず、町長から「平成16年度淀江町一般会計補正予算(第10号)」の議案1件が提案され、原案のとおり可決されました。次に、各委員会の委員長から陳情の審査報告があり、採決の結果、いずれも、

委員長報告のとおり決しました。続いて、議員発議により「保育・学童保育・子育て支援施策の拡充と予算の大幅増額を求める意見書」などの議案4件が提出され、いずれも、原案のとおり可決されました。

最後に、田口勝蔵淀江町長から、最後の定例会の閉会に当たって、「昭和30年9月の昭和の合併を経て誇りある歴史的文化やかけがえのない自然を、次世代により良い姿で引き渡していかなければならない。そのために、合併を決断し、それに対し議会が賛同したことに感謝する。」とあいさつがありました。

なお、今回審議された案件は、別表のとおり44件で、審議結果については、9・10ページの一覧表のとおりです。

別表

区分	件数
議案	31
発議	4
陳情	9
合計	44

意見書 3月定例会で可決された意見書は、次の4件です。

保育・学童保育・子育て支援施策の拡充と予算の大幅増額を求める意見書

2003年の合計特殊出生率が1.29になるなど深刻な少子化の進行にもかかわらず、保育所入所児童は過去最高となり、待機児童は増え続けています。保育・学童保育の必要性和子育て支援への期待はますます大きくなっています。だれもが安心して子どもを生き育てることのできる保育・子育て環境の整備、子どもが健やかに育つ権利を最大限保障する保育・子育て施策の拡充と、大胆な予算の配分が求められています。とりわけ保育所や幼稚園の拡充は、深刻な少子化の進行に歯止めをかけるだけでなく、将来を担う子どもたちの健やかな育ちを保障するために欠くことのできない国の重要課題です。

日本の保育所は、国と自治体が保育の実施に責任を負い、最低基準を定め、必要な財源を保障するという公的保育保障の制度によっ

て発展してきました。ところが、いま、保育所運営費の一般財源化や財政削減を目的にした幼保一元化・保育所調理室の必置規制撤廃など、公的保育保障を後退させる施策が一方的にすすめられています。

本国が負担すべき公立保育所運営費が一般財源化されたことによって、各地で財政難を理由に公立保育所の統廃合や民営化の推進、保育条件の切り下げ、保育料値上げなどが行われています。

幼い子どもの育ちを、経済効率からのみ論じ、わずかな税源移譲で地方に委ね、公立保育所の廃止・民営化をすすめることは国の責任放棄であると言わざるを得ません。いまこそこうした政策を改め、少子化対策、保育施策の抜本的見直しが必要になっています。

国や自治体が保護者とともに子どもを育てる責任を明確に規定している児童福祉法や、「子どもの最善の利益」を求める子どもの権利条約の理念に基づいて、保育・学童保育・子育て支援施策が、国と自治体の責任で安定的に行われることを求め、下記の内容で地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

1. 国と自治体の責任による保育制度を堅持・拡充し、保育・学童保育・子育て支援の予算を大幅に増やすこと。
2. 保育所運営費負担金については、一般財源化でなく従前制度に戻すこと。
3. 待機児童解消のための緊急保育所整備計画を立て、施設整備費の大幅増額など、特別の予算措置をすること。
4. 保育所における保育の質の向上と子どもの安全を保障するために、最低基準の職員配置基準・施設設備基準の抜本的改善を行うこと。保育所調理室の必置規制を撤廃しないこと。
5. 過疎地域の子どもの保育を保障する特別な措置をとること。
6. 無認可保育施設について、市町村が児童福祉法に基づく保育の実施義務を果たせるよう、また認可がすすめられるよう必要な予算措置をすること。無認可保育施設に消費税を課税しないこと。
7. 保育所・幼稚園のそれぞれ独自の機能と役割を切り捨てるような「幼保一元化」や「総合施設」の設置は行わないこと。
8. 幼稚園予算を大幅に増額し、幼稚園設置基準の抜本的改善を行うこと。
9. 学童保育は、必要とする市町村、小学校区に早急に整備することとあわせて、学童保育専用の施設（室）と専任指導員の常時複数・常勤配置、適正規模で小学校区内複数配置ができるよう国として最低基準を明確にし、財政措置を行うこと。
10. すべての子どもたちが健やかに育つよう、労働時間短縮など労働施策を見直し、子育て支援策を拡充すること。次世代育成支援・少子化対策は、必要な予算措置をし、父母負担を軽減すること。

平成17年3月10日

鳥取県西伯郡淀江町議会議長 渡辺 照 夫

内閣総理大臣	小 泉 純一郎	
総務大臣	麻 生 太 郎	
厚生労働大臣	尾 辻 秀 久	殿
文部科学大臣	中 山 成 彬	
財務大臣	谷 垣 禎 一	
経済財政・郵政民営化担当大臣	竹 中 平 蔵	

介護保険制度の改善を求める意見書

政府は、介護保険法の「改正」を2005年の通常国会で行うにあたり、介護保険部会の見直し方針報告書を踏まえた厚生労働省サイドの検討状況によると、利用料を1割から2割に引き上げる、入所については「ホテルコスト」と称して部屋代、食事代をすべて利用者負担にする、介護度の低い人の利用を制限する、障害者支援費制度と統合し、家・土地など資産のあるものは低所得者対策から排除する、など国民が期待する「改正」には程遠く改悪そのものといわざるを得ない。

介護保険は、「負担が重くて利用できない」という声が強く、特別養護老人ホームの入所待機者が全国で32万人以上になるなど介護保険を利用したくてもできない方が多くある。介護保険の制度を支えている最大の柱である家計負担は、すでに2兆2000億円、全体の41%に達している。一方で国庫負担は1兆2000億円で全体の25%にすぎない。(03年予算ベース)

だれもが、安心して介護が受けられるよう、見直しは費用負担の心配をなくすことが肝要である。介護保険制度が導入されるまでは、国庫負担が大きな役割を果たしており、三位一体による地方自治体の財政も厳しく、国庫負担の増額なしでは介護の改善は図れないものと思える。

よって本町議会は、介護保険制度の見直しに当たり、次の事項について鋭意検討され慎重な対応を求めるものである。

記

1. 2割～3割への利用料の引き上げをしないこと。住民税非課税者の利用料は3%とすること。
 2. 介護保険施設の部屋代、食費などの利用者負担を増やさないこと。
 3. 保険料の引き上げをやめ、国の制度として介護保険料の減免制度を設けること。
 4. 障害者支援費制度との統合をしないこと。
 5. 要支援、介護度1のヘルパー利用を制限しないこと。
 6. 国庫負担を大幅に増額し、施設や居宅サービスの整備を国と自治体の責任ですすめること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年3月10日

鳥取県西伯郡淀江町議会議長 渡辺 照 夫

内閣総理大臣	小 泉 純一郎	
総務大臣	麻 生 太 郎	殿
財務大臣	谷 垣 禎 一	
厚生労働大臣	尾 辻 秀 久	

人権侵害救済法の早期制定を求める意見書

人権が侵害された被害者を救済する法制度の確立を求める広範な運動が展開される中、政府として、日本国憲法で保障された「基本的人権の尊重」を遵守し、同時に国際的な責務を果たすために、1993年に国連総会で日本政府も賛成し採択された、国際的な合意事項である「国内人権機関の地位に関する原則（パリ原則）」に基づく人権機関が設置され、人権救済制度が確立されるべきであります。

そのためにも、次の諸点に留意して、早期「人権侵害救済法」が制定されるよう強く求めます。

記

1. 政府機関からの独立性を確保するために「パリ原則」を踏まえ、創設する人権委員会を内閣府の外局として設置すること。
 2. 人権侵害の被害救済が迅速かつ効果的に実施されるよう実効性を確保するために、少なくとも都道府県ごとに地方人権委員会を設置すること。
 3. 国や都道府県において設置される人権委員会の委員及び事務局は、それぞれの人権委員会が多様性・多元性に配慮して人権問題・差別問題に精通した人材を、独自に採用すること。
 4. 人権委員会は、マスメディアの取材や報道に対する規制、さらには様々な人権団体の取り組む自主的な活動への不当な妨害をすることなく、十分な連携をとりながら活動すること。
 5. 人権擁護委員制度については、抜本的な制度改革を行い、国や都道府県に設置される人権委員会と十分連携をとりながら、地域での効果的な活動ができるようにすること。
 6. 「人権侵害禁止」「差別禁止」の概念に恣意性を持たせないために、「人権」「人権侵害」「不当な差別」についての明確な定義を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年3月10日

衆議院議長 河野 洋平
 参議院議長 扇 千景 殿
 内閣総理大臣 小 泉 純一郎

鳥取県西伯郡淀江町議会 議長 渡 辺 照 夫

農業を守り、食料自給率向上を求める意見書

昨年は国連が決議した「国際米年」でした。世界的な飢餓をなくすためにも、また日本の食料自給率を向上させるためにも稲作を振興して国際貢献をすることが我が国には求められています。
 しかし、農畜産物の輸入や「米改革」で、日本の農業は農家戸数から見ても衰退の一途をたどっています。今の地域農業は、規模の大小や専業、兼業にかかわらず多くの農家農民に支えられ、助け合いながら農地を守っています。
 ついては、下記の点について強く求めるものです。

記

1. 農業を続けたい人はすべて「産地づくり」で言う担い手とすること。
 2. 「産地づくり」交付金を大幅に引き上げること。
 3. 政府買入米を大幅に増やし、生産費を償える米価を保障し、国民への安定供給に努めること。
 4. 学校給食の米飯給食に補助すること。
 5. ミニマムアクセス米の輸入を暫減し、廃止すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年3月10日

衆議院議長 河野 洋平
 参議院議長 扇 千景 殿
 内閣総理大臣 小 泉 純一郎
 財務大臣 中 谷 弘 一
 文部科学大臣 山 田 正 樹
 農林水産大臣 村 岡 義 典

鳥取県西伯郡淀江町議会 議長 渡 辺 照 夫

町政一般に対する質問

質問と答弁については、誌面の都合上、1人2項目以内として、要約して掲載しました。



まつもと まつこ
松本松子議員

合併協議の結論はどうなったのか

■議員 町民の暮らしにかかわることで、これだけは譲れないと頑張ってきたことは何か。

■町長 特に調整が難航した事項として、①ごみの祝祭日収集を淀江町区域で2年間は実施。

②保育料。両市町の低い方に合わせた。③国保料。16年度は米子市に比べ1人当たり1万1000円安い。米子市はできる限り早く保険料の統合を求めたが、5年間はこれ以上の差額とならないように不均一な賦課とした。

④松くい虫防除を淀江町区域では引き続き行うこととした。

■議員 乳児集団検診は19年度

から米子市ふれあいの里に決まったが、調整時に淀江区域で受診できるよう努力したのか。

■町民課長 できる限り淀江でと頑張ったが全市的なバランスのためこうなった。

■議員 白色発砲スチロールの分別は淀江方式が進んでいると思うが、なぜ通らなかったのか。

■町長 搬入先である淀江クリーンセンターの閉鎖により、米子市に合わせた。循環型社会の形成から見れば、淀江町のリサイクルが適切と考えている。

■議員 全戸配布された「合併協議に関する便利帳」に淀江町地域住民が新たに受けられるサービスとして、高齢者マッサージ助成事業があるが、施術機関が町内にあるのか。

■町民課長 後ほど答弁する。

広域ごみ処理施設について

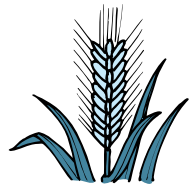
■議員 地球温暖化防止の京都議定書発効に合わせ、県は環境

立原アクシヨンプログラムを発表した。その行動計画には、可燃ごみの排出量削減目標を掲げ、事業者や自治体の住民と協働して削減に努力するとしている。事業者や住民の努力によって、可燃ごみの排出量が少なくなれば、大型ごみ処理施設計画は見直すべきと思うが。

■町長 西部広域では平成13年に可燃ごみ処理広域化基本計画を策定し、ダイオキシン類の削減、二酸化炭素排出量の抑制などに取り組み施設建設を平成23年度の稼動をめどに進めている。

■議員 淀江クリーンセンターは平成7年に稼動し、22年まで起債償還期間がある。ダイオキシン対策も国の基準以下に保たれている。東京のある自治体でも1日処理量75トンの20年経った焼却炉が小まめな管理を行い、ダイオキシンをほとんど発生していない。既存の施設の有効利用と、ごみ減量に見合った施設規模に見直すべきではないか。

■町長 ごみ処理ト数、規模ともに過大な見積もりではないと考える。



まつもと よしこ
松本 美子議員

淀江町資料の保存について

■議員 淀江町は、明治22年町制公布と同時に誕生した。その淀江町が3月30日をもって116年の歴史を閉じることになる。明治・大正・昭和・平成と激動の中、幾多の試練を乗り越えて今日の淀江があると思う。そんな淀江町を担っていく子どもたちのためにも「淀江町資料・史料」の保存が必要と思う。

諸資料の散逸を防ぐ対策についてどのように考えているのか。

■町長 淀江町の町史編さん事業に取り組みが必要があるとの声が出始め、合併20周年記念事業の一環として、昭和51年8月9日に町史編さん委員会結成、以来8年余りを要して、現在の淀江町史が完成した。

町史編さんが緒についたころ、役場庁舎が旧淀江小学校の一部に移転、更に平成元年8月には現在の庁舎に移転するなど、大き

な引越しを2度経験している。公文書の保存は、町文書整備保存規程に基づいて定められた年限で管理している。資料などの保存判断は、それぞれの担当課長判断で行っており、2度の大きな引越の際に整理された公算が大であるが、保存規程に基づく公文書は永久保存、10年保存とか分類され、保管されている。

町史編さんが実施されたときの膨大な資料は、貴重な町史関係資料として、大切に公民館に保管されている。

米子市と合併後も、当分の間、書庫、倉庫にある文書については淀江支所で保管。いずれ本庁舎に文書を移転するまでの間、資料となる文書があるのか、公に出すことにより個人情報保護の関係など調べながら処する考えである。



やすえ よしのり
安江 能規議員

淀江作業所への支援を

■議員 平成17年度淀江町分予算要求状況を見ると、小規模作業所運営費補助事業として605万6000円を要求されているが、昨年度予算より9万2000円少なくなっている。淀江作業所の実態をどのように調査され、どのような配慮をいただけるようになったのか、お聞かせ願いたい。

■町長 運営費の補助金の9万2000円の減額は、基準額によるもので、減額に伴う補てんについては考えていない。ただし、光熱水費、家賃については町が支援する。作業所には自助努力をしていただき、その結果により行政でサポートできる方法があれば模索する。現在、法人化の準備を進められていると聞いている。自立と社会参加のより充実した支援を行う活動拠点としての組織づくりの推進を図っていただきたい。

地域防災能力の低下は避けるべき

■議員 淀江町の火災で、全焼になる場合が米子市に比べて少ない。理由はいろいろあると思うが、その一つとして、初期消火能力の違いがあると思う。淀江町は、地域防災設備を完備し、訓練しているからこそ、被害を

軽減できている。しかし、合併後、現在ある立ち上がり式の消火栓の使用が制限されたり、取り除かれることが懸念される。消防団や自衛消防団の活動内容も含めて、淀江町の地域防災能力の低下という事態は避ける必要がある。

今後の淀江町の地域防災はどうか、お聞かせ願いたい。

■町長 現在の立ち上がり式の消火栓を、合併後すぐに地下式にはせず、新設若しくは改修の際に、逐次地下式に変更していくことになる。消防団については、淀江町も米子市も基本的な消防に対する理念は、地域によって若干の差はあるものの同じであり、今までと全く同様の活動となる。ただし、報酬等に差異があるので、新市において調整されるべきと考えている。

新市の防災計画については、4月に防災会議が開催され検討されることになっている。地域防災計画は、自治体で策定するが、基本的には住民自らのことは自らが、地域のことは地域で守るという強い意思と団結力が必要。これに自治体、消防、警察といった機関が相互に連携し合って住みよい町を維持していくことになると考えている。

(その他の質問項目)

○町内行事について
○町の財産処分について



内藤 清司 議員

地域審議会について

■議員 合併後、淀江地域審議会が置かれるが、鳥取市の地域審議会は①独自判断で市長に意見を述べるができる。②審議会の意見を市議会に報告する。

③市長は審議会の意見を尊重する。ーとあり、淀江の地域審議会より少し踏み込んだ機関になるようだが、淀江の場合、あくまで協定の範囲にとどまるのか、協定内容の変更は可能か。

■町長 淀江より一歩踏み込んだ部分というのは、意見を尊重及び意見を議会に報告する、という部分だろうが、市長が審議会の意見を尊重するのは当然であり、毎月開催されると伺っている議会常任委員会等議員の皆様には報告される機会はあるものと思っている。

協定内容の変更は条例変更の手続を伴うもので議会議決が必要だが、可能だ。しかし、同協定4条1項の(4)は前段(1)、(2)、(3)以外のまちづくりに係わる計画、予算等幅広いとらえ方をしており、現行の記述がベター、変更の必要はないと考える。

■議員 協定の4条2項と、4条1項(4)との違いはどこにあるのか、具体的な想定事項は。

■企画調整課長 4条1項(4)はあくまで諮問答申に係わる項目、そして4条2項はさらに幅広く、予算編成時の事業概要とか公共施設の管理運営等々について意見を述べるができるものと思っている。

地域自治組織について

■議員 報道によると、淀江町は新たな住民自治のモデルを模索しており、地域審議会を諮問機関にとどまらない機関に発展させる方法を模索しているとも報じている。町長の真意は。

■町長 行政と市民がまちづくりに参画する仕組みづくり等、基本的に賛同する。諮問機関である地域審議会に比べてより積極的に活動し市政に反映できる組織としてまとめられたいと考えている。新市まちづくり計

画でも、主要事業として自治組織のあり方を検討すると明記してある。淀江地区が特別ということではなく、新市全体で取組む事案である。

■議員 16年7月提出の新市建設計画事業実施見通しの資料によると、自治制度創設予算3億強、まちづくり基本条例制定予算500万円を見込んでいたが、

■町長 米子市と詰めて出した数字ではないことを理解いただきたい。
(その他の質問項目)
○17年度予算編成について
○伯耆の国よなご文化創造計画について
○ケーブルテレビ整備事業について



河本 玲子 議員

町長、教育長の合併後の役割について

■議員 淀江支所に振興課など4課8係が設置され、本庁舎にはフロアマネージャーを配置し、市民の相談を聞き、手続に対応

してくるなど市民の利便性を考えた施策が行われることは喜ばしいことと思う。

長い間助役として、現町長として行政にかかわってこられた町長は、市長職務執行者としてつとめられた後は、どのように新市にかかわっていかれるのか。また、教育長はどうされるのか。深くかかわってこられた二方がその職を引かれることに不安を感じる。過度期であるので市の要請があれば積極的に役を受けたいと希望するが。

■町長 地方自治体の首長は選挙という手段で得ることのできるポストで、主体的に意思とその行動は一体的な表現とは相なり得ないものと考え。したがって不明確である。淀江地域には極めて強い関心を持っているので、もしそういう場面が訪れた場合には真剣な対処をしていかねばいけないと思う。

教育長も首長の選任により議会同意があつてのことで町長以上には不明確であるが、淀江地域の教育環境の確保という立場からも何らかのかかわり合いを持つて欲しいと思う。

今後の地域づくりについて

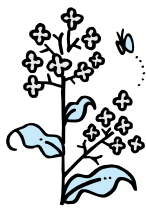
■議員 これからは地域自治を考え、みんなで特色ある地域を盛りあげていかねばならないが、淀江庁舎の空きスペースの利用や、旧幼稚園などの活用は、その後どのようになったか。

■町長 淀江支所庁舎は、現在の建設経済課の西側、2階議場部分が空きスペースとなるが、事務段階で検討中で、まだ具体的にはなっていない。各団体の声は聞いている。今後、淀江地域に設置される地域審議会や自治会長会等で地域の振興を念頭に、公共施設の有効利用を検討されるべきで、性急に今決定すべきではないと思う。

旧幼稚園は職員で組織する政策調整会議で福祉利用を中心に検討を試みたが決まらず、淀江地域の声を聞きながら検討し、地域の振興につながる利用をすべきだと思う。

■助役 幼稚園も使う方向にきちんと整理がつけば水道等大々に整備する必要があるが、具体的にその方法が決まるまでしばらく待つて欲しい。

■議員 みんなで協力しながらよい地域をつくり上げていきたいので幼稚園の活用について米



子市にも声をかけて欲しい。
■助役 淀江地域の声として支援を検討するようお願いしたい。



もりかわち しゅうひで
森川 敏秀 議員

淀江町地内9区自治会海岸整備は

■議員 昨年9月議会的一般質問において、淀江町9区海岸整備について、①防風林など復活保全は引き続き対策を模索する。②旧焼却場改良と当該地の町道と護岸堤との平面交差は工法的に可能か検討する。③古タイヤなど廃棄物対策は保健所と連絡をとり早期解決に取り組みと答弁あり、その後どうなったのか。

■町長 ②の件は、現在県が侵食対策工事を施工中、その作業用として使用のため旧焼却場は撤去された。平面交差の点は当該地町道には公共下水道マンホールが設置してあり、そのマンホール高の調整と接続道路勾配の検討が必要である。新市において淀江地域の軽微改良として米子市の担当課と実施にむけ協

議している。

■助役 ①の件は、地元から要望される防風林の土手構築と松林の植林は、当該地が民有地であること、財政的に早急には不可能と判断している。③の件は、保健所の指導で本年4月までにその処分計画を地権者が提出することとなっているが、その中で7月から王子製紙が燃料として廃タイヤを一度ではないが、消化してゆくとのことである。今後とも引き続き保健所の指導をいただく考えである。

継続中の要望事業はどうする

■議員 現在淀江町が抱えている、さらに新市に移行すべき問題点とやり残し事業を合併によってうやむやに終わらせず、新市長と執行部に心して取り組んでいただきたいと考えるが、どうか。

■町長 現在の問題点は、淀江地域の課題として要望すべきと思っているが、新市においても財政的に難しい状況であり、その状況において新市全域の施策として緊急性、費用効果などで判断すべきと考える。

米子市議会についてのいろいろな情報がインターネットでご覧いただけます

インターネットの米子市ホームページの表紙にある「米子市議会」をクリックしていただきますと、次のとおり、米子市議会についてのいろいろな情報がご覧いただけます。ぜひご覧ください。

- ・ 市議会のしくみ
- ・ 市議会の運営
- ・ 委員会
- ・ 市議会の権限
- ・ 請願・陳情の手続き
- ・ 傍聴のしかた
- ・ 議員の紹介
- ・ 議会日程
- ・ 市議会だより
- ・ 会議録(旧淀江町議会分を除く)

米子市のホームページのアドレス
<http://www.yonago-city.jp/>

議会広報委員会

- 委員長 松本 松子
- 副委員長 安江 能規
- 委員 松本 美子
- 生田 和子
- 内藤 清司
- 河本 玲子

平成17年3月定例会提出議案等審議結果一覧表 (1)

番号	件名	結果
議案第10号	市町村合併に伴う組合構成市町村の数の減少に係る鳥取県町村職員退職手当組合格約の変更について	原案可決 全会一致
議案第11号	市町村合併に伴う組合構成市町村の数の減少に係る鳥取県町村職員退職手当組合格約の変更について	原案可決 全会一致
議案第12号	鳥取県町村職員退職手当組合の脱退について	原案可決 全会一致
議案第13号	町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置に関する規約の変更について	原案可決 全会一致
議案第14号	町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置に関する規約の変更について	原案可決 全会一致
議案第15号	町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の脱退について(淀江町)	原案可決 全会一致
議案第16号	鳥取県町村消防災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合格約の変更について	原案可決 全会一致
議案第17号	鳥取県町村消防災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合格約の変更について	原案可決 全会一致
議案第18号	鳥取県町村消防災害補償組合の脱退について	原案可決 全会一致
議案第19号	鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約を変更する協議について	原案可決 全会一致
議案第20号	鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会からの脱退について	原案可決 全会一致
議案第21号	米子市・淀江町合併協議会を廃止する協議について	原案可決 全会一致

平成17年3月定例会提出議案等審議結果一覧表 (2)

番号	件名	結果	
議案第22号	鳥取県西部広域行政管理組合を組織する地方公共団体の数を減少し、及び同組合規約を変更する協議について	原案可決	全会一致
議案第23号	鳥取県西部広域行政管理組合を組織する地方公共団体の数を減少し、及び同組合規約を変更する協議について	原案可決	全会一致
議案第24号	鳥取県西部町村就学指導推進協議会規約を設置する町を変更し、及び同協議会規約を変更する協議について	原案可決	全会一致
議案第25号	鳥取県西部町村就学指導推進協議会規約を設置する町を変更し、及び同協議会規約を変更する協議について	原案可決	全会一致
議案第26号	土地改良事業の事務の委託に関する規約の一部を改正する規約を定める協議について	原案可決	全会一致
議案第27号	米子市・日吉津村中学校組合への加入について	原案可決	全会一致
議案第28号	農業農村整備事業の事務の委託に関する規約の一部を改正する規約を定める協議について	原案可決	全会一致
議案第29号	大山西部地域林業構造改善事業協議会に関する規約の廃止について	原案可決	全会一致
議案第30号	米子市、岸本町、淀江町、大山町、名和町、中山町、江府町、及び溝口町営土地改良事業大山第1地区及び大山第2地区農道整備事業(軽微改良)の平成5年度の事務の委託に関する規約の廃止について	原案可決	全会一致
議案第31号	米子市、岸本町、淀江町、大山町、名和町、中山町、江府町、及び溝口町営土地改良事業大山地区農道整備事業(路面改良)の平成9年度の事務の委託に関する規約の廃止について	原案可決	全会一致
議案第32号	淀江町特別医療費助成条例の一部改正について	原案可決	全会一致
議案第33号	淀江町と日吉津村における一般廃棄物の処理及び処分事務の委託に関する規約の改正について	原案可決	全会一致
議案第34号	平成16年度淀江町一般会計補正予算(第9号)	原案可決	全会一致
議案第35号	平成16年度淀江町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	原案可決	全会一致
議案第36号	平成16年度淀江町介護保険特別会計補正予算(第3号)	原案可決	全会一致
議案第37号	平成16年度淀江町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決	全会一致
議案第38号	平成16年度淀江町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決	全会一致
議案第39号	平成16年度淀江町水道事業会計補正予算(第4号)	原案可決	全会一致
議案第40号	平成16年度淀江町一般会計補正予算(第10号)	原案可決	全会一致
発議第1号	保育・学童保育・子育て支援施策の拡充と予算の大幅増額を求める意見書	原案可決	全会一致
発議第2号	介護保険制度の改善を求める意見書	原案可決	全会一致
発議第3号	人権侵害救済法の早期制定を求める意見書	原案可決	全会一致
発議第4号	農業を守り、食料自給率向上を求める意見書	原案可決	全会一致

平成17年3月定例会受理陳情審議結果一覧表

番号	件名	結果	
陳情第29号	「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書の採択を求める陳情	継続審査	-
陳情第30号	「農業を守って、食料自給率を向上させる」ための意見書の提出に関する陳情	採 択	全会一致
陳情第31号	「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書の提出についての陳情	採 択	全会一致

継続審査となっていた陳情の審議結果一覧表

番号	件名	結果	
陳情第21号	「改革」年金法の実施を中止し、最低保障年金制度の実現を求める陳情書	不採 択	賛成多数
陳情第22号	保育・学童保育・子育て支援施策の拡充と予算の大幅増額を求める陳情書	採 択	全会一致
陳情第23号	安心してかかる医療保障の充実改善を求める意見書採択についての陳情	不採 択	賛成多数
陳情第24号	利用者負担の大幅増など介護保険の改善を求める国への意見書提出についての陳情	採 択	全会一致
陳情第27号	教育基本法の改悪反対の意見書の提出についての陳情書	不採 択	賛成多数
陳情第28号	「教育基本法の理念を生かすことを求める」国への意見書採択の陳情書	不採 択	賛成多数

旧米子市議会のコーナー

第448回 定例会の
あらまし

第448回定例会は、3月2日から17日までの16日間の会期で開かれました。

開会日の2日には、まず、市長から「功労者の表彰について」の議案1件が提案され、原案のとおり同意されました。続いて、市長から「鳥取県西部広域行政管理組合を組織する地方公共団体の数を減少し、及び同組合規約を変更する協議について」などの議案2件が提案され、委員会審査の後、原案のとおり可決されました。次に、市長から「専決処分について(平成16年度米子市水道事業会計補正予算)(補正第2回)」などの議案26件及び報告4件について提案理由の説明及び報告がありました。

7日から9日までの3日間は19人の議員による市政一般に対する質問が行われました。

10日、11日及び14日から16日までの計5日間は、議案及び陳情の審査等のため、委員会が開かれました。最終日の17日には、まず、各委員会の委員長から議案及び陳情の審査報告があり、いずれも、委員長報告のとおり決しました。なお、その際、5人の議員から提出された「平成16年度米子市一般会計補正予算(補正第9回)」に対する修正案は、賛成少数により否決されました。次に、市長から「市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の議案1件が提案され、委員会審査の後、原案のとおり可決されました。次に、市長から「人権擁護委員候補者の推薦について」の諮問1件が提案され、原案のとおり同意されました。続いて、議員発議により「議会の議員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」などの議案4件が提案され、採決の結果、「示威行進及び集団示威運動に関する条例を廃止する条例の制定について」は、賛成少数により否決され、その他の議案は、いずれも、原案のとおり可決されました。最後に、中海問題調査特別委員会、議員定数問題調査特別委員会及び行財政改革問題等調査特別委員会の中間報告が、それぞれ行われました。

なお、今回審議された案件は、別表のとおり58件で、審議結果については、23・24ページの一覧表のとおりです。

別表

区分	件数
議案	34
諮問	1
報告	4
陳情	19
合計	58

今議会開会中に開催された特別委員会は、次のとおりです。

■行財政改革問題等調査特別委員会 (3月10日開催)

・最終提言の取りまとめについて

■中海問題調査特別委員会 (3月14日開催)

・第6回「中海に関する協議会」報告について

■議員定数問題調査特別委員会 (3月15日開催)

・議員定数問題調査特別委員会審議経過報告について

■地方分権・合併等調査特別委員会 (3月16日開催)

(1)第22回米子市・淀江町合併協議会 (2月14日開催) の概要について

(2)議案第19号「米子市・淀江町合併協議会を廃止する協議について」

意見書 3月定例会で可決された意見書は、次の2件です。

発達障害児・発達障害者に対する支援促進を求める意見書

自閉症、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、アスペルガー症候群など、発達障害への対応が緊急の課題になっている。発達障害は、低年齢であられることが多く、文部科学省の調査では、小中学生全体の6%に上る可能性があるとされている。

平成16年12月に発達障害者支援法(以下「法」という。)が制定され、本年4月から施行されるが、この法律には、国及び地方公共団体の責務として、発達障害の早期発見や支援などについて必要な措置を講じるよう示されている。

発達障害に対しては、幼児期から学齢期、就労まで一貫した支援策が必要であるが、それには、教育・福祉・保健・就労などの関係機関が連携し、1人1人の状況に応じた個別指導を行うなどの対応が欠かせない。

国は、都道府県ごとに発達障害者支援センターを設置するとしているが、よりきめ細かな支援対策を実施するには市区町村の役割が極めて重要であり、支援のネットワークづくりが求められる。

よって、政府におかれては、下記事項を早急 to 実施されるよう強く要望する。

記

- 1 発達障害の早期発見に向けて、乳幼児健診の充実と、新たな児童健診制度(5歳児健診)や就学时健診制度を確立すること。
- 2 保育園、幼稚園、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)における発達障害児の受け入れと、指導員の養成・配置をすること。
- 3 発達障害者のための雇用支援コンサルタント・相談員等を配置すること。
- 4 専門医の養成並びに人材の確保を図ること。
- 5 発達障害児・発達障害者への理解の普及、意識啓発を推進すること。
- 6 各市町村が行う法に基づく支援に対し、必要な財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年3月17日

米子市議会

文部科学大臣 中山成彬 様
厚生労働大臣 尾辻秀久 様

人権侵害救済法の早期制定を求める意見書

人権が侵害された被害者を救済する法制度の確立を求める広範な運動が展開される中、政府として、日本国憲法で保障された「基本的人権の尊重」を遵守し、同時に国際的な責務を果たすために、1993年に国連総会で日本政府も賛成し採択された、国際的な合意事項である「国内人権機関の地位に関する原則（パリ原則）」に基づく人権機関が設置され、人権救済制度が確立されるべきである。

よって、国会、政府におかれては、次の諸点に留意して、早期に「人権侵害救済法」を制定されるよう、強く要望する。

記

- 1 政府機関からの独立性を確保するために「パリ原則」を踏まえ、創設する人権委員会を内閣府の外局として設置すること。
- 2 人権侵害の被害救済が迅速かつ効果的に実施されるよう実効性を確保するために、少なくとも都道府県ごとに地方人権委員会を設置すること。
- 3 国や都道府県において設置される人権委員会の委員及び事務局は、それぞれの人権委員会が多様性・多元性に配慮して人権問題・差別問題に精通した人材を、独自に採用すること。
- 4 人権委員会は、マスメディアの取材や報道に対する規制、さらには様々な人権団体の取り組む自主的な活動への不当な妨害をすることなく、十分な連携をとりながら活動すること。
- 5 人権擁護委員制度については、抜本的な制度改革を行い、国や都道府県に設置される人権委員会と十分連携をとりながら、地域での効果的な活動ができるようにすること。
- 6 「人権侵害禁止」「差別禁止」の概念に恣意性を持たせないために、「人権」「人権侵害」「不当な差別」についての明確な定義を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年3月17日

米子市議会

衆議院議長 河野 洋平 様
参議院議長 扇 千景 様
内閣総理大臣 小泉 純一郎 様

米子市の行政改革に関する議会提言（最終提言）

1 はじめに

本格的な地方分権時代を迎え、各地の自治体で急速に行財政の改革が進められている。市政運営の柱として「福祉・少子高齢化対策」「経済活性化対策」「教育・文化・人権」「都市基盤の整備」「市民参加と市政の改革」の5項目を設定し、何事においても先例・慣行にとらわれることなく、創意工夫を加え、施策の選択と集中を基本として市政にまい進するという施政方針を立て取組んでこられた野坂市政だが、その気構えとは裏腹に、この約2年間の行財政運営を見る限り、漫然とした運営の域を超えることが出来ず、米子市としての個性や方向性が見えない現状に、多くの市民が不安感と不満感を募らせている現状を否定できない。

併せて、平成の大合併後における周辺大規模都市との都市間競争や極めて厳しい財政事情に対する危機感の欠落、そして市当局の意識と民意との乖離を強く憂慮するところである。

行財政改革問題等調査特別委員会は、昨年3月に議会としての提言をまとめ、市当局にその実行を求めてきたが、その回答を見る限り、行財政改革に対する市当局の認識に危機感さえ覚える。

こうした市当局の認識は、行財政改革の現時点の取り組みに如実に現れており、「入札契約課」の設置など、一定の評価ができるものもある一方で、民間委託の推進や外郭団体の見直しなど、市当局自らが必要と判断し、あわせて本市議会の提言の柱として掲げた項目についてもほとんど未着手の状態まで今日に至っている。

先般、市当局から資料提出された、「市議会提言に対する市長の政治姿勢」を見る限り、「市民の視点」や「利用者本位の視点」の欠落や、スクラップ&ビルドの考えが見えないなど基本的な視点に関して意識の相違を感じる部分が多いが、最も憂慮すべきことは、行財政改革そのものに対する市当局の「意識の低さ」という問題である。

議会提言に対する当局からの回答も、「検討未着手」が多過ぎ、改革の遂行意欲が感じられず、「検討」「研究」の裏付けが不明確で、説得力にも乏しく、幹部職員の意識と考えが見えないなど、これまで行財政改革にどれだけ本気で取り組み、回答が出るまでどれだけ真剣に検討されたか疑問を感じざるを得ない。

こうした実態が物語るのは、トップも含め、これまでの行財政運営のあり方を見直すことに関しての意識改革がまったくできておらず、市全体として体質改善の意欲が極めて低い。

本年度末の淀江町との合併後は、15万市民を抱える新たな「米子市」としてスタートを切るわけだが、現在のような市政運営が漫然と行われる限りは、新「米子市」の将来見通しは極めて不透明で暗く、早急な意識改革と組織の建て直しが緊要な課題だと考える。

2 緊急的課題

(1) 組織機構の見直しと改革

本市の組織・機構は、このたび執行部から示された時代潮流や地域課題に的確に対応できる組織とは言い難く、鳥取県や周辺の市町村と比較してみても、非常に硬直化した組織・機構と言わざるを得ない。

そういう状況下でありながら、本市議会の提言後相当の期間が経過したにもかかわらず、大半の項目が検討されないまま今日に至っており、冒頭に述べたこととも重なるが、「組織・機構の見直し」に対する執行部の意識の低さを憂慮するものである。

市議会の提言も含め、早急に見直し作業に着手されることを重ねて提言するが、その際、忘れてはならないのが「市民の視点」である。しかしながら、執行部とのこれまでのやり取りの中で、市議会の考える「市民の視点」と執行部の考える「市民の視点」に相当の乖離があることを実感した。「組織・機構の見直し」が決して職員のためのものであってはならないことを申し添える。

また、直接的な組織・機構の見直しではないものの、新市発足後、非常に重要な行政課題として対応すべく、公民館の位置付け等、住民自治への考えが政策・施策に現れていないことについて強い不満を覚えるものである。

(2) 定員管理の適正化

一部実施済みの項目もあるものの、いずれも比較的簡易な制度改正にしか着手されておらず、個々の実施事務事業に係る公共性と非公共性の洗い直しや外部委託・事務事業の廃止による合理化は未だ実施されていない。

さらに、本来、定員管理の有効な方策であるはずの淀江町との合併に関し、淀江支所に必要以上とも推測される権限の付与と職員配置を行ったことにより、合併効果を期待するどころか、今後の定員管理の適正化に係る新たな課題を生じさせる結果となっている。

こうした現状は、定員管理の適正化に係る執行部の認識が浅く、その取り組み姿勢は危機感の欠如を如実に表すものであり、早急に「定員適正化計画」を策定し、組織・機構のスリム化を実現されるよう重ねて提言する。

(3) 給与の適正化

提言の大半は実施する方向で検討中であり、その点は評価したい。現在、検討中の提言について早急に方針を定め、実施に向けて努力されることを強く要請するが、その際、職員組合との協議が必要となることは理解できるものの、これまで、労使交渉の結果及び協定事項等の情報が住民に公表されていない。

「市役所改革」が市政運営の基本理念の一つである限り、可能な限りの労使交渉の情報公開は必要だと考える。前項の「定員管理の適正化」及び後述する「民間委託」等、実施に当たって職員組合との協議を行うものについては、今後、全ての交渉結果及びこれまでの協定事項等の公表を強く求めるものである。

(4) 補助金・助成金・負担金の見直し

補助金・負担金については、支援の必要性という観点よりも、これまでの前例に基づき漫然と支出されている感が否めない。とりわけ、補助金の支出は、本来、臨時的に行うものであり、直接的な利害関係のない第三者の視点で、政策的な傾斜配分に考慮しつつも公平・公正な判断基準や支援の基準を定め、その必要性の有無を検討することが必要である。

そういう意味において、市当局が実施したという「補助金の一律20%削減」は真の見直しとは言い難く、早急に第三者の審査機関を設け、負担金・補助金の抜本的な見直しに着手されるよう再度提言する。

(5) 外郭団体の見直し (整理・合理化)

本市議会としては、民間委託の推進と同様に提言の柱の一つとして取り上げているにもかかわらず、これまで抜本的な見直しはほとんど実施されておらず、ここで重ねて述べるが、執行部の取組み姿勢の低さを憂慮するものである。

これまでの当局の対応は、指定管理者制度への対応との関連を口実に、本件に関する抜本的な見直しを先送りしているとしか見え、また、「指定管理者制度」そのものの基本的な判断基準も見えにくいものとなっている。

決して、検討・着手を先送りすることなく、早急に実績をあげるような取り組みを強く要請する。

(6) 民間委託

国・地方を通じた危機的な財政環境の中で、地方分権への的確な対応を可能にするためには、アウトソーシングは不可欠の要素となっているところか、地方財政計画自体がアウトソーシングを前提とした組立てとなっていると言っても過言ではない。

こうした状況を踏まえ、本市議会としては、「民間委託」を提言の柱の一つとし、また本会議においても再三取り上げているにもかかわらず、これまで行政サービスの維持や効率性など、根本的な見直しはされておらず、基本的な判断基準さえ見えず、この課題についても、執行部の意識の低さを憂慮するものである。

「現在実施中の事務量調査の結果を受けて」という当局の見解であるが、本件が目下の重要かつ緊急的課題であることについて認識を改め、早急に的確な対応をされるよう強く求めるものである。

3 新市への引継ぎ

本市は、本年3月31日付けをもって淀江町と新設合併し、新「米子市」となるが、現米子市の行財政改革に係る課題や未着手事項については、本市議会の提言も含めて、当然、新市に引き継がれるべきものと考えている。

また、このたびの提言に対する当局の対応を通して感じたのは、「セクション主義」「縦割り行政」の意識が依然として根強く蔓延し、行財政改革に係る指示命令系統や指示のあり方に疑問が多く、改革のスピードが極めて遅いということである。

これは、現在の行財政改革の推進体制が非常に脆弱で、かつ責任の所在が不明確になっていることに起因するものであろうことが推察される。

新市における行財政改革の推進体制については、現在のような課長級の「行革担当主査」ではなく、さらに権限を強化し、トップダウンによる徹底した進行管理を可能とする体制が不可欠だと考える。

本市議会は、在任特例により、新市発足後1年3か月の間、市政運営に関わることとなるが、新市においても、行財政改革は最重要課題の一つと認識しており、市当局との強力な連携を惜しむものではない。

市当局においても、行財政改革を新市の最重点課題とし、これまで以上に責任感とスピード感を持って、真の行財政改革を断行されることを切に望むものである。

市政一般に対する質問

質問と答弁については、誌面の都合上、1人2項目以内として、要約して掲載しました。



おざき たみこ
尾崎 太光子議員(しんせい)

視覚障がい者用音声シグナル (エードシグナル) について

■議員 視覚障がいのある方を建物に誘導する音声誘導装置等の設置が、米子市では大変遅れている。市役所、公会堂、文化ホール、公民館などの不特定多数の人が利用する建物には設置する必要があると思うがいかがか。

■市長 視覚障がいのある方を建物に誘導するシステムとして、電子チャイムにより常時出入口をお知らせする方式と小型発信機等を使い、音声により案内をする音声誘導装置の2つの方式がある。現在、市内の公共施設では、誘導用電子チャイムが米子市役所本庁舎と米子駅の2箇

所に設置されており、音声誘導装置が米子コンベンションセンターやふれあいの里などの10箇所に設置されている。音声誘導装置の設置は、バリアフリーの施設や環境づくりを目指して制定された「鳥取県福祉のまちづくり条例」の整備基準項目になっているので、本市としても、公共施設の新設や改修に当たっては、この条例に基づく整備に努めているが、今後とも、視覚障がいのある当事者、関係者及び関係団体からの意見を取り入れながら、音声誘導装置の設置促進に努めていきたい。

(仮称) 伯耆の国よな「文化創造計画」の中で、図書館の位置付けについて

■議員 (1) 「(仮称) 伯耆の国よな「文化創造計画」の中で、市立図書館は中心的な役割を担うものと期待しているが、その位置付け、役割をどのように考えているのか。

(2) 今後どのような図書館を目

指していくのか、事業計画について伺う。

■教育長 (1)図書館は生涯学習の拠点施設であり、子どもから高齢者まで、市民の学習活動や学校教育活動の充実を図るための情報の拠点として、大きな役割を担っている。少子高齢化社会を迎えた今日、誰もが健康で長生きするだけでなく、生涯を通じて学び続けていくことで、豊かな人生を過ごしたいと願っている。また、子どもたちに対しては、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」、豊かな感性や情操、思いやりの心を育む教育活動の充実が求められている。どこが中心ということではなく、情報の共有化を図ること、それぞれの持つ資源や特性を最大限活用していきたい。

(2)実施計画を策定していく中で、詳細な検討を行うこととなる。図書館の整備については、暗い、狭いと市民に不評であったので、15万都市にふさわしい施設にしていきたい。

その他の質問項目

○「よなごの水」の販売について



なかむらしようてつ
中村昌哲議員(新風)

野坂市長の新市に対する
施策、目標

■議員 野坂市長は、「生活充実都市よなご」を掲げ、市政にまい進され、行政経費の削減や少子高齢化対策など一定の評価を認めることはできるものの、あまりにも行政事務的な課題処理が多く、米子市の活性化という面では、力量不足の感は否めない。市民も同じような感覚で見ているが、どう理解しているか。

■市長 市民は様々な受け止め方をされると思うが、理解が得られるよう更に努めながら、今後も全力を尽くしたい。

■議員 財政健全化に向けての成果について伺う。

■市長 昨年度に引き続きプライマリーバランス(基礎的財政収支)を考慮し、新発債の抑制に努めたほか、流通業務団地の借地制度の導入、補助金・負担金の見直しなど、財政健全化に向けてあらゆる観点から取組を

進めてきた。

■議員 鳥取市や松江市が大合併をし、その間にあって、米子市は何か埋没してしまったように、新市誕生への気運も一向に盛り上がらないのがか。

■市長 機会あるごとに合併の意義を訴えてきたが、一体化を推進し、行財政改革を進めながら、活力ある新市のまちづくりを進めなければならない。

■議員 財政課題の解決に向けての展望とその都市像に至る具体的で骨太な筋道が見えてこない。新市のトップにはスピード感がある分かりやすい行政を求めたいのがか。

■市長 ご指摘の点は真摯に受け止め、より一層スピード感のある分かりやすい行政に努めていきたい。

■議員 市民の声を無視し、議員の姿勢と思われてもしかたのない在任特例で決定された合併協議会での討議の不透明さについて、多くの市民から不満の声を耳にする。当時、合併協議会の会長であった野坂市長は、改めて在任特例の決定に至った理由を明らかにしておかれる必要があると思うのがか。

■市長 両市町の現状、課題及び合併協議の経過を熟知している議員各位が、新市誕生から1

年3か月間、新市の議会議員として在任されることで、新米子市への円滑な移行に尽力いただけるものであることなどが理由であると理解している。

■議員 先見性を持つことは、指導者にとって極めて大切なことである。先見性がない者は指導者としての資格がない。今後においても、先見性を養うことが必要であると考ええる。



はらのりこ
原紀子議員(公明党
議員団)

発達障がい児(者)に対する
支援について

■議員 国及び地方公共団体の責務として、発達障がいの早期発見や支援などについて必要な措置を講じるよう定められた「発達障害者支援法」が本年4月から施行される。平成17年度の国の予算案(厚生労働省関係)では、発達障がいに対する支援のための予算が約7億円計上されており、乳幼児期から成人までの一貫した支援を行う「発達障害者支援体制整備事業」や「自

閉症・発達障害支援センター運営事業」が盛り込まれている。特に、「自閉症・発達障害支援センター」は全国に19箇所しかなく、米子市でも設置促進が望まれるのがか。

■市長 「発達障害者支援法」では、センターの設置主体は都道府県となっており、鳥取県では昨年6月に「自閉症・発達障害支援センター・エール」を倉吉市に設置されたところである。

このエールは、県内全域を対象として、幼児期から成人期まで一貫して自立をテーマに支援し、巡回相談も実施されると伺っている。米子市への設置が望ましいとは思いますが、現時点では、その実現は困難であると考えざるを得ないので、当面は、倉吉市のエールの利用に努めていきたい。

青色回転灯を装備した自動車での
自主防犯パトロール
実施について

■議員 民間団体、地方自治体等が地域の防犯のために、自主的に行う防犯パトロールにおいて使用する自動車に青色回転灯を装備することの基準が、平成16年12月から緩和されたところであるが、この青色回転灯を装備した自動車による自主防犯パトロールは、本市における安全・安心なまちづくりの推進に寄与

するものと考えがいかかが。

■市長 近年の社会構造や経済状況の変化に伴って、犯罪は複雑・多様化しているが、一方では安全で安心なまちづくりのため、住民の間では自主的な防犯活動の機運が高まりを見せているところである。昨年12月から運用開始に伴い、この青色回転灯を装備した自動車による自主防犯パトロールは、すでに実施している団体等があり、市内においても近いうちに運用を予定されている団体があると聞いている。本市では、地域、警察、学校など関係機関とともに米子市防犯協議会を組織し、地域における防犯対策の推進に取り組んでいる。本市での青色パト導入は、一般職員に新たな業務を課すことになるので、指導権限を有する職員に限って検討していきたい。

(その他の質問項目)

○行財政改革について

○若年者支援について



いわさき やすろう
岩崎 康朗 議員 (新風)

米子市の観光集客施設について

■議員 本市が山陰の宿泊拠点として発展するための具体的な策のメニューとツールを伺う。

■市長 皆生温泉では、「皆生温泉素鳳ふるさと館」の開設、「散策ロード」の設定、「ライフセービング活動」の充実など、旅館、地域住民、行政が一体となって事業を展開している。ツールとしては、新聞・雑誌・テレビ等の従来のマスメディアの利用をはじめ、観光用のホームページに携帯サイトを設定することも考えている。パンフレットでは、利用者のニーズに合った詳細な情報が提供でき、携帯して観光できるものを用意したい。

■議員 観光パッケージ案の中で、その他の具体的施策にはどのようなものがあるのか。

■市長 JR 境線の観光路線化に取り組むが、妖怪をキャラクターとして、米子駅から境港駅を装飾し、映画「妖怪大戦争」と併せて誘客を図るものである。

■議員 インターネット等のICT活用具体的施策は、どのようなものがあるのか。

■市長 携帯して観光できるパンフレットに二次元コードを印刷し、携帯電話でコードを読み取り、サイトにアクセスすることにより、詳細な情報を簡単に入手できる仕掛けが考えられる。

イズミ出店計画にみる米子市の商業政策の現状と課題

■議員 (1)イズミ進出により、市内の大規模小売店、とりわけ中心市街地に位置する高島屋、米子駅前サティに与える影響はどの程度と考えるか。

(2)本市では大規模小売店、中小小売店ともに売上が落ちていく。なぜ、「もの」が売れなくなってきたと考えるか。

(3)「もの」が売れなくなっている原因の一つに、コンビニ等のカスターマー商法、インターネットショッピング、カタログショッピング、テレホンショッピングなど、特定のカスタマー(顧客)ニーズに応えられる商売の躍進が考えられるがいかかが。

■市長 (1)全市的に影響があるとは思いますが、具体的な影響の程度は、既存の百貨店、スーパー、

中小小売店舗の数や分布、道路、交通の便、商圏人口やその購買力等、多くの要素が複雑に絡んでくると考えられる。よって、現段階では、不確定要素が多いため、影響の程度を推測することは困難である。

(2)不況による買い控えや単価の下落のほか、その圏域における大規模小売店の立地が大きく影響していると思われる。

(3)商業統計には表れていないが、商品販売額の数値を減少させる要因になっていると思う。



やわた たしひろ
八幡 美博 議員 (サンシャイン)

職員研修の充実について

■議員 今後の自治体経営にとって、職員一人ひとりの能力をいかに向上させるかということが最大の課題である。挑戦する意欲、創造する能力が必要であり、人材育成も「能力開発型」に変わらなければならない。市長は、職員研修の充実についてどのような認識をし、就任以来ど

のように取り組んできたのか。

■市長 職員研修は人材育成の方法論の一つであると考えている。人材育成は、職員一人ひとりが自己啓発に積極的に努めるなど主体的な取組が重要であり、管理職は人材育成を重要な職務として自覚し、学習しやすい職場環境づくりを行いながら、自らが先頭に立ち自己啓発に取り組む姿勢を示すことが求められる。研修では、職場研修が効果的に行われるように管理者に対する研修の充実を図るとともに、職員が研修を受けることができ、職場内での支援体制の確立、派遣研修等の職場外研修修了者の経験を職場研修に生かす工夫、更に現在専門研修で行っている公募制の拡充など、自発的な能力向上に努める意欲を持たせるよう取り組んできた。

昇任試験制度の導入について

■議員 やる気を引き出す人事政策として、以下伺う。

(1)現在の年功序列型人事制度について、どう考えているか。

(2)昇任試験制度にはメリット・デメリットがあると言われるが、それぞれどんなものがあるのか。

(3)能力・実績に応じた給与制度の改革にどう取り組むのか。

■市長 (1)すべての職員が年齢によって昇任することは、問題があると考えているが、年齢、勤続年数、勤務経歴等を踏まえ、本人の職務遂行能力、仕事に対する意欲、職務への適応性等を総合的に判断して昇任させることは、一つの方法であると考えている。

(2)メリットは、職員の能力の客観的把握、意欲の向上、緊張感の創出が考えられる。一方、デメリットは、筆記試験で能力全体が計れないこと、職場の雰囲気やギスギスする、勉強、準備の時間、条件に恵まれない職員に不利になることが考えられる。

(3)評価方法の確立が大切であると考えている。現在、国で検討がなされているので、参考にしながら検討していきたい。

(その他の質問項目)
○市長の基本政策について



伊藤ひろこ議員(協三)

教育について

■議員 (1)学校での危険時に対する取組状況を伺う。

(2)地域との連携はどのように行われているか。

(3)不審者の学校侵入を想定した避難訓練を行っている学校もあるが、他市の取組を把握しているか。

(4)非常通報システムの設置を検討して見る必要があると思うがいかがか。

■教育長 (1)学校では、①安全確保のための教職員の連絡体制の整備②学校の実態に合わせた非常時の対応マニュアルの整備③学校来訪者への積極的な声かけや名札着用の依頼など、様々な取組を行っている。

(2)地域の方の協力の下に取り組んでいる。

(3)その訓練は、昨年度から実施を始め、今年度は全小学校で行っている。他市の取組状況は把握していないが、できることがあれば取り組んでいきたい。

(4)警察に自動的に通報されるシステムは、試験的に湊山中学校区内3校周辺の通学路に設置している。学校施設内の通報システムは、小学校及び養護学校では、校舎各階、体育館、プールにインターホンを設置しており、異常があれば職員室に通報することとなっている。

米子市次世代育成支援地域行動計画について

■議員 米子市次世代育成支援地域行動計画について伺う。

(1)計画案をコンサルタントに委託したため、米子の特色が感じられないがいかがか。

(2)計画策定の段階で市民自ら考えることが大切ではないか。

(3)計画策定審議会が3回開催されたが、時間不足、議論不足ではないか。

(4)当事者である子どもが不在では、現状も課題も把握できない。子どもの声はどう反映されるのか。

■市長 (1)委託した業務は、アンケート調査等による現状分析や既存の計画等の整理を主な業務としたものであり、計画のすべてではない。

(2)保健医療、教育環境、労働環境、児童福祉の各分野から18人の出席を賜り審議いただいた。

(3)審議会は3回でも活発な議論で密度の濃い審議となった。

(4)それぞれの施策を実施するに当たっては、子どもの声も含め、市民の意見を踏まえ、実施していく必要があると考えている。また、計画の中で子どもの参加は、地域における多様な交流と体験活動などを推進し、



にしこりようこ 錦織陽子議員(日本共産党米子市議会議員団)

指定管理者の指定の手続について

■議員 (1)指定の手続を定める条例において、市長や議員が役員に就いている法人その他の団体は指定管理者になることができないとする規定を入れないとした理由は何か。

(2)県の条例に倣い、公平性、公正性からも市長や市議などが役員である法人等を排除するとの姿勢が求められると考えるがいかがか。

■市長 (1)指定管理者制度に関しては、地方自治法上、兼業禁止規定は設けられておらず、前記の規定を市の条例に設けることは、十分な検討を要するものであるが、外郭団体との関係もあり、あえて、今回の条例案に

参加機会の充実を図っていくことを掲げることとしている。

(その他の質問項目)
○事務事業評価システムについて

は規定しないこととした。

(2)指定管理者の候補者となる法人等の選定は、当該法人が行おうとする業務の内容そのものについて、客観的な視点をもって審査し、その結果について、外部の委員により構成する選定委員会の意見を伺うこととしている。よって、指定管理者の候補者の選定は、公平、公正に行われるものと考えており、当然、その役員に市長、議員等が就いていることをもって、選定の公平性、公正性が損なわれることがあつてはならないものと考えている。

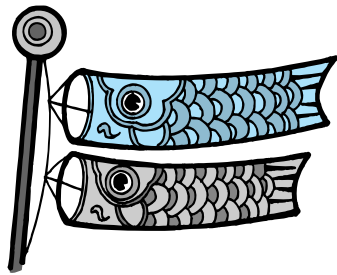
大橋川拡幅事業について

■議員 (1)鳥取県と島根県知事の平成13年6月の確認書では、大橋川拡幅事業の着工の条件について「本庄工区の堤防開削の具体的方針が確定されない限り、拡幅工事の実施について同意しない」としていた。昨年12月22日の両県知事会談の概要を見ると「大橋川改修事業の取扱いは、中海協議会での協議を経て、堤防開削の実施が確定した段階で、平成13年両県確認書の内容に該当することになることを両県が認識した」とある。この両県の認識についてどう考えるか。

(2)2月の中海協議会で治水や水質浄化について十分納得いく説明が得られたと考えるのか。

■市長 (1)両県知事会談では、平成13年に交わされた大橋川の測量、調査及び設計の実施についての両県確認書に該当することを両県知事が認識した旨の報告を受けたが、本市としては、あくまで両堤防の開削が必要との認識である。

(2)得られるに至らなかった。2月の協議会では、両県知事が合意された森山堤防の幅50m開削、西部承水路堤の全面撤去、揚水機場の樋管利用での条件で、農林水産省がシミュレーションを実施することが決まった。これらの結果を注視していきたい。
(その他の質問項目)
○米子流通業務団地整備基本計画の見直しについて
○循環型社会形成と下水道汚泥処理について



かきや えつこ
笠谷悦子議員 (公明党)
議員団

防犯カメラモニターの確認状況と防犯対策の進ちよく状況について

■議員 鳥取県内の小中・養護学校での防犯カメラの設置率は12・4%であり、その設置済の34校中、本市の小学校が23校を占めている。このシステムは、各学校の校門を望める位置に監視カメラを設置し、教員室内に映像を映すモニターがあり、昼間は教諭がチェックし、校門の出入りを監視するようになってくる。しかし、昼間は教諭も授業などで非常に多忙であり、四六時中モニターを監視できる状況にあるとは思えないが、各学校ではどのようにしてモニターの監視をされているのか。また、中学校での防犯対策はどのような進ちよく状況か伺う。
■教育長 監視するための人員は配置しておらず、何か変わったことがあれば教職員の誰かが気が付くように、職員室にモニターを置いている。しかし、授

業中は、職員室には教頭と事務職員しかいないので、不審者が映ったとしても、すばやく通り過ぎた場合は気がつかない可能性もあるというのが実情である。中学校の防犯対策は、防犯カメラなどのハード面の整備はしていないが、危機管理マニュアルの整備など、教職員、生徒が適切に対応することによって危機に対処できると考えている。

公用車に防犯ステッカーの取り付け

■議員 子どもたちを不審者から守るために、市民との犯罪防止の相互理解、意識啓発や地域・行政が一体となった防犯への取組が必要不可欠となる。そのためにも、市役所の公用車に「安全パトロール実施中」などといった防犯ステッカーを取り付けると、職員が用務で移動する際に、地域を巡回しているようであるが、実施する考えはないか。
■市長 本市では、市道等の街路灯の整備や自治会が設置する防犯灯の助成にも努めており、地域住民の協力による「子どもかけこみ110番」の家を全校区でお願いしている。また、昨年からは小学校児童の登下校の安全対策として防犯プザーの貸与

を開始した。今後更に、警察や地域関係者、関係団体に連携、協力をお願いしながら、効果的な対策を研究していきたいと考えているが、ご提案の防犯ステッカーも含めて検討したい。

■議員 郵便局、タクシー会社等と連携して実施している市町村もあるがいかがか。

■市長 関係機関との連携については、まず、市の方でどういう対応ができるのかを検討した上で、検討したい。
(その他の質問項目)
○明るい長寿社会をめざして



かどわき たけお
門脇威雄議員 (しんせい)

米子市財政の現状認識について

■議員 「米子市の財政は厳しい状況にある」としばしば随所で耳にする。財政が厳しい、余裕がないということは、米子市又は地域の発展のためのエネルギーに欠けることであり、生活充実都市づくりを期待することは困難である。この厳しい状況

を克服するための行動を一刻も早く起こさねばならない。そこで以下伺う。
(1)本市の財政状況と財政悪化の原因

(2)財政健全化に向けた取組

■市長 (1)長引く景気低迷の影響による市税収入の激減や国の三位一体改革に伴う地方交付税の総額抑制、国庫補助金改革による一般財源化など依存財源が縮減される一方、歳出面では、福祉関係扶助費の増加に加え、公債費が毎年度伸びてくるなど、義務的経費の増大が主な要因であると考えている。

(2)継続実施中の事務事業評価や事務量調査を踏まえ、向こう3か年に財政再建のために集中的な取組を行い、おおむね5か年間を計画期間とする仮称財政健全化プランを策定し、実行に移したい。具体的な対策は、同プランの中に織り込む予定にしており、策定後、市民の皆様公表する予定にしている。

「入り」を増し、「出る」を制する具体的な方策及び施策について

■議員 現在の社会情勢下での厳しい財政状況の解消には、単純に歳入を増やすことは相当の困難が予想されるので、歳出を制すること、減らすことが重要

である。そこで以下同う。

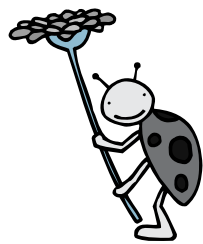
(1) 歳出削減について

① 民間委託 ② 人件費の見直しへの取組

(2) 歳入増加策について

■市長 (1) ①現在、取り組んでいる事務量調査の中で、民間へ委託できる内容も検討している。②職員定数の適正化とともに検討している。

(2) 歳入の根幹をなす市税確保のため、徴収体制の強化や使用料・手数料などの受益者負担の適正化による財源確保に向けた取組を強化していくことが必要であると考えている。現行の地方自治法の下で、地方公共団体が収入で得る費目が限定されているので、その範囲内での収入の模索は必要である。いずれにしても、健全財政の確立に向け、将来の多様な施策展開を図るためにも、あらゆる手段を講じて行財政基盤の強化に努めていきたい。



かどわきくにこ
門脇 邦子 議員 協働プラ

「男女共同参画推進計画」の進ちよく度について

■議員 (1) 計画に盛り込まれた具体的な施策の進ちよく度を伺う。

(2) 事業別の進ちよく状況を伺う。①学校で使用する名簿の男女混合化②計画目標の明確化③施策の評価④各種審議会の男女構成比率

■市長 (1) 45の具体的な施策を挙げ、市が主体的に実施する事業は、順次実施してきたが、雇用問題など企業との連携を始め、国や県、その他関係機関との連携や市民の参加と協力により推進していく必要な施策もあり、計画期間内で実行するため、重点的及び優先的に取り組む課題等、実施に当たつてのスケジュールを明確にする必要がある。

■企画部長 (2) ①市立の全小中学校、保育園で実施済②現在、男女共同参画推進審議会で各施策の優先順位を検討中③各施策の計画目標と実際の実施状況に

基づき、今後実施④女性委員の登用に努めた結果、昨年6月現在で登用率は26・8%である。17年度末には40%以上60%以下になるよう努める。

■議員 男女共同参画推進計画のダイジェスト版等をつくり、一層の周知徹底と企業の取組に当たっては、何らかの有利な条件を出しながら、働きかけていくことを要望する。

男女共同参画における市役所全体の意識改革について

■議員 最近、お茶汲みを行っている女性職員を見かけなくなつたが、実際はどうか。

■企画部長 市長、助役も自らお茶をいれている状況なので、女性が固定的にお茶汲みを行っている課は現在ないと認識している。

■議員 管理職への女性登用等に対する市職員の意識と意識改革強化について伺う。

■企画部長 順次、研修等を実施しながら、意識改革を深めている。この意識改革が出発点であり、最終点であると認識しており、引き続き推進していかなければならぬと考えている。
■総務部長 5名の女性の管理職への登用には、若干疑問視する声もあつたが、今は感じてい

ない。現在策定している男女共同参画推進計画は、円滑かつ十分に機能しているとは思えない。意識改革の促進につながる体制を早い時期に決定し、推進したいと考えている。

■議員 男女共同参画を推進して、市長の生活意識の中で変化はなかつたか。

■市長 従来から、男女がお互いに助け合つて、社会の中で役割を果たしていくことが重要である。この計画があるから意識が変わるといふことはない。



まついよしお
松井 義夫 議員 (とんせい)

平成16年度一般土木入札参加資格登録業者数について (県と米子市の格付けの差)

■議員 市の登録では、一般土木入札参加資格登録業者は全体で108社であり、A B C Dのランク付けでA級の格付け業者は34社になっている。市のA級業者のうち、県のA級業者に登録されている業者は何社か。B級は何社か。
■市長 本市の業者登録で一般

土木のA級に登録している34社のうち、鳥取県のA級になっているものは17社で、残る17社はB級となっている。同様に、本市のB級業者20社の県での登録は、B級が5社、C級が15社となっている。これは、①県と市では格付けの主観点数、客観点数の配分が異なること②県では各ランクの定数制度が採用されていること③主観点数の中心である工事成績を県・市それぞれで採点していることによる。

■議員 県の格付けをそのまま使用することはできないのか。

■建設部長 技術力・資金力を審査して格付けしている点から言えば、発注金額の区分も県に合わせる必要があるが、県の基準を当てはめた場合、かえつてA級業者への発注が減少することとなる。発注金額の基準が違つたため、格付けの基準も異なるということである。

合併に伴う条例の整備について

■議員 合併に伴い、すべての条例は失効するが、市民の生活と財産を守り、民生安定を図る点から、「示威行進及び集団示威運動に関する条例」は暫定施行により残すべきと考えるがいかがか。

■市長 この条例は、米子市が警察事務を所管していた昭和24年に制定され、所管が県に移った後も廃止されることなく、現在に至っており、この条例に定める事務は、現在は鳥取県警察の機関又は職員が処理している。

しかし、現在、市の事務ではないので、新たに制定することはできない。よって、暫定施行か、新市の設置と同時に失効とするか、いずれかの措置となる。県公安委員会及び県警本部長の見解は、①現に、市民生活の安全確保のため、この条例が有効に機能している②将来的に治安情勢がどのように変化するか予測できない状況の下、この条例の必要性は消滅していない一等の理由により、今後必要であるとのことであり、この見解は十分に尊重されるべきであると考えている。この条例は、形式としては市の条例なので、市民生活の安全確保のため、暫定施行されるべきと考える。

○完全週休2日制の教育の対応について

○指定管理者制度の導入について



おかむら えいじ
岡村英治議員
日本共産党
米子市議会
議員 団

県外資本の横暴勝手から地元業者を守る

■議員 大型店を含め、国道431号沿いなど郊外のロードサイドには県外資本の小売店、飲食店などがどんどんと出店し、地元業者の経営を圧迫している。これら県外資本は、利益を地元

に還流する割合が極めて低く、利益が上がらなくなれば従業員を解雇し、さつさと撤退してしまふ。このような地域を食い荒らすやり方を自由主義経済だからと放置していいわけがない。各地の自治体で立地、規模、営業時間等の具体的な基準値を示すなど、条例や指針をつくって無秩序な出店を規制しようという動きがあるがいかかか。

■市長 県外資本であっても、地域住民の消費活動を支える役割を担っていることは否定できないし、ロードサイドには県外からだけでなく、地元の企業も出店している。ロードサイドに

出店する企業に対して、地元企業であればよいが、県外資本であれば制限をするといったことは合理性が認められず、法的にもできないことだと考えている。また、既存の商業者への影響を理由に出店規制を行うことは、大店法の廃止から大店立地法の制定への規制緩和が行われてきた流れに逆行するものであると考えている。

憲法第21条違反の「公安条例」は廃止すべき

■議員 昭和24年に制定されたこの条例は、朝鮮戦争を前に緊迫した情勢下、民主運動の押さえ込みをねらいにつくられた。屋外でデモや集会をしようとすれば、開始72時間前までに公安委員会に届け出をし、許可を受けなければならない。県内他市町村にはないもので、「集会・結社・表現の自由、通信の秘密」を定めた憲法第21条に違反するものである。昭和29年に警察法が改正され、米子市警察が廃止されて以降も、県の規則などで鳥取県警が当分の間、事務を引き継ぐものとされてきた。合併を前に、この条例は廃止すべきと考えるがいかかか。

■市長 示威行進及び集団示威運動に関する条例、いわゆる「公

安条例」は、過去の最高裁判例などから、憲法第21条に違反するものではないと認識しており、また、①現に、市民生活の安全確保のため、この条例が有効に機能している②将来的に治安情勢がどのように変化するか予測できない状況の下、この条例の必要性は消滅していない一などの県公安委員会及び県警本部長の見解は、十分に尊重されるべきであると考えているので、市民生活の安全確保のため、暫定施行すべきものと考えている。

○公共施設のアスベスト総点検を



もり まさき
森雅幹議員 協働

安心・安全のまちづくりについて

■議員 昨年12月議会で、市長は「関係機関と連携協力しながら、住民の安全・安心の確保のため、地域における防犯対策の推進に努める」と答弁されたが、どのように事件・事故の発生状

況を把握し、市民に周知しているのか。また、安心・安全のまちづくりのための対応について伺う。

■市長 犯罪の発生状況や防犯に関する各種情報は、米子警察署からの情報提供等を通じ把握に努めているが、その中で地域や住民にとって必要な情報は、地域や学校などの代表者をもつて組織された米子市防犯協議会を通じ提供している。市や警察が持つ安全・安心に関する様々な情報の提供は、住民への注意喚起や犯罪の再発防止に効果的であるので、これまで以上にわかりやすく迅速に地域や住民に提供しよう努めたい。

■議員 米子警察署管内で発生した性犯罪事件及び不審者の発生件数のうち、34%が其蚊屋中学校区であるが、市として緊急に対策を講じるべきではないか。

■市長 地域に根付いた防犯活動が行われることが必要であり、引き続き、防犯の観点からの環境整備や住民活動の支援に努めていきたい。

予算査定段階の公開について

■議員 とかく行政の予算や資料は難しく、わかりにくく、特別なものというイメージがあ

る。一人でも多くの市民に市の状況を理解してもらい、行政に参画していただくために、市民にわかりやすい事業別予算案の策定や事業別概要書、予算策定過程の公開が必要と訴えてきたが、現在の検討状況を伺う。

■市長 開かれた市政の運営と市民協働による施策の進展を目指すためには、予算編成過程の公開は重要であると考えており、関係部署には、県及び先進市における公開の手法等について検討し、新年度から導入するよう指示した。なお、市民にわかりやすい事業別予算案及び事業概要書の公開の方法は、研究を重ねてみたいと思う。

■議員 財政状況が悪い中、国県補助事業が国県の予算がついたということで、査定段階で特別扱いをしているのではないかと危惧しているが実態はどうか。
■市長 予算査定においては、確かに財源的な見地から、国県補助金や地方債等の特定財源が活用できるかどうかも査定の要素ではあるが、それだけをもって予算査定が異なるものではない。
○その他の質問項目
○公共物のデザインについて



ささき やすこ
佐々木康子議員
日本共産党
米子市議会
議員団

障害者自立支援法に関連して

■議員 この度の「障害者自立支援法」に関連して以下伺う。

(1)精神障がい者の医療費を5割から10割に、食費も個人負担にしようとしている。所得の少ない障がい者には深刻な問題だと思いがいがが。
(2)作業所に公共交通機関がなく、自家用車で通所している人にも助成すべきではないか。
(3)福祉サービスの利用者負担は、これまで「応能負担」であったため、利用料を支払っていた人は5割だった。自立支援法では一律に1割を負担することになる。これでは人間らしく生きられないと思うがどうか。

■市長 (1)自立支援医療として一本化する事で制度間の負担の不均衡を解消し、医療費の多寡、所得の多寡に応じた負担をお願いすることで、制度運営の効率性と安定性を確保するため

のものとして理解している。
(2)自家用車での通所者に対しては、自動車税又は軽自動車税の免除や普通自動車免許取得費用の助成を行っており、通所費の助成は困難である。
(3)サービス量に応じた一定の負担をお願いすることは、障がい者福祉制度の安定性を確保するために避けて通れないものであると理解している。

図書館職員の配置について

■議員 米子市立図書館は、図書館を中心とした学校間のネットワークと公用車のメル便を使用したの圖書の貸借、物流を融合させた取組で、全国でも高い評価を得ており、少ない人数ながらよく頑張っている。合併に当たり、旧淀江町に対するサービスも米子市と同様のものを求められると思うが、業務内容と人員配置はどうされるのか。

■教育長 市立図書館では、最小の人員と経費で最大のサービスをどのように提供できるか、それぞれ知恵を出し合い、創意工夫を重ねてきた結果、市のメル便を利用した図書館と学校及び学校間の圖書の相互貸借やボランティアとの連携による子どもの読書活動の推進の取組な

ど、先進的な図書館として全国から注目されている。議員指摘のとおり、旧淀江町の小中学校との相互貸借が始まると、図書館の仕事量が増加することは予想している。また、旧淀江町区域内のサービス低下にならないような移動図書館車の運用も必要である。図書館の運営の見直しや業務のスリム化も考慮し、既存サービスとの調整を図りつつ、当面は、現体制で可能なサービスを提供していきたい。
○その他の質問項目
○誰もが安心して医療を受けられるように
○安心できる介護保険制度に



おかもと たけし
岡本武士議員(しんせい)

現米子市の管理一体の原則を図るための具体的取組

■議員 (1)淀江町と合併するためにも、管理一体原則は不可欠である。監査で指摘された事項(発米監第15号、第23号、第26号、第54号、第59号、第80号等)について、誰がどのように指導、

対処されたのか。また、市長はどのように指導されたのか。

(2)時間外勤務の命令は適正かどうか。

(3)人事異動の基本的な考え方を伺う。

■市長 (1)定期監査で指摘された時間外勤務手当の支給誤りについては、時間外勤務手当を所管する職員課で直ちに精算し、指導も行っている。今後は、更なる徹底を図るよう指示をしている。このようなことはあつてはならないことであるので、複数の職員で点検するなど、事務処理を厳正に行うよう徹底を図っていききたい。
(2)所属長が適正に指示をしていると考える。
(3)様々な職務分野をバランスよく経験することにより、視野の拡大と業務経験による能力開発を図りながら、職員一人ひとりの適性に配慮しつつ、公平・公正を旨とし、適材適所の配置に努めている。

公民館の制度について

■議員 米子市の26公民館が平成4年10月から新体制でスタートし13年目を迎えた。そこで、公民館職員について以下伺う。
(1)時間外勤務手当を支給しな

い体制でスタートしたが、変更されている。その理由。

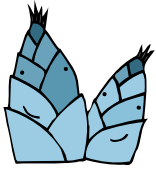
(2)人事異動の基本的な考え方

(3)主任主事の登用について

■教育長 (1)公民館活動の活性化と平成14年から始まった子ども週末活動支援事業等により、職員の仕事量が増加したこともあり、平成14年7月から支給することとした。

(2)職員の視野の拡大と業務経験による能力開発を図り、職員一人ひとりの個性に配慮しながら、公民館の間で格差が生じないように配置に努めている。

(3)同一公民館で経験年数の短い主任主事が経験年数の長い主任に指導したり、主任主事の方が給与が低くなるといったことが生じてきたため、平成9年から定期異動により調整を図り、スムーズな公民館運営と職員関係を構築するよう努め、平成13年4月から主任主事の内部登用制度に変更した。それ以降に登用した人数は14人である。なお、人事異動は地区の事情に配慮しながら、5年をめどに広く人事交流ができるよう努めている。



やくらつよし
矢倉 強 議員 (サンシャイン)

鳥取大学医学部生命科学科を活用した産業振興について

■議員 若者の就職問題にも関

連するが、米子市の顔の一つに鳥取大学医学部生命科学科がある。新たな企業誘致は困難であるのが現実だが、現在ある医療施設と連携を図っての誘致は比較的容易ではないかと考える。先端医療の再生医療や医療機器・医薬品などの研究開発拠点を産官・学が連携を図って整備し、成長産業である医療関連産業の集積を図り、医療産業都市を目指すべきと考えるがいかがか。

■市長 鳥取大学医学部生命科学科における再生医療などの高度な先進技術の研究内容は、①機能を失った抹消・中枢神経の機能回復や、再生を目指す基礎研究②細胞の老化や疾病の伴う遺伝子障害や機能回復の研究③などである。これらの研究やその実用化には相当な期間と研究費が必要であり、豊富な資金力

と優れた研究部門を持つ大手企業が大学と共同研究という形で取り組まれている場合が多いが、市内の企業でも新製品の開発のために鳥取大学と共同研究しているところもあり、今後そのような動きがあると思われるので、鳥取県、産業振興機構などの関係機関と連携しながら、できる限りの協力をしていきたい。

市所有関連土地の有効利用について

■議員 淀江町との合併を契機

に、財政再建をより確かなものにするために、今までの考え方を見直して市所有地の有効利用を図る時期であると考える。これを踏まえ、次の施設及び土地について伺う。

(1)米子ゴルフ場

(2)公会堂

(3)湊山球場

(4)崎津工業団地

(5)陽田町市有地

■市長 (1)経営分析を依頼した

監査法人から、民間事業者にゴルフ場施設を賃貸する方法が最も優れているとの報告をいただいているが、ゴルフ場を運営している米子市福祉事業団の理事会の判断を受け、最善の活用方法を検討していきたい。
(2)現時点では利用の拡大を図

りながら、有効利用に努めたい。
(3)付近一帯は風致地区に指定されており、公園施設以外の設置はできない。施設の再編で他の公園施設に転用可能であれば、有効な活用策を考えてみたい。
(4)売却と借地の両面から、アミューズメント施設用地としての土地利用の促進に取り組みしていきたい。
(5)開発公社と協議の上、諸条件を整理して販売促進に努めていきたい。

○市長の政治姿勢について

(その他の質問項目)



やすぎ たつや
安木 達哉 議員 (公明党)

なかよし学級について

■議員 本市のなかよし学級の対象児童は、保護者が昼間家庭にいない小学校1学年から3学年までの在学児童である。しかし、障がいのある児童は知的発達が一一般に比べ遅れており、健全児と同じように1学年から3学年までとする利用条件を適

用し、4年生から親のいない家庭に返しても自立が促進されない。障がいのある児童のなかよし学級利用状況は、平成16年度現在5学級6人で、来年度開設予定を含めた、なかよし学級開設校全体で障がいのある児童数は約80人と聞いている。この際、障がいのある児童という特殊事情等を勘案の上、なかよし学級条例を改正し、これらの児童が卒業するまでの6年間を安心して利用できるよう受入れ条件を改善すべきと考えるがいかがか。

■市長 平成15年9月議会で答弁したように、児童一人ひとりの障がいの種別や程度、人数によって、加配の指導員を配置する必要が生じてくる。本市の方針としては、以前から、まずはなかよし学級開設の拡大を図っていくこととしていたので、今のところは、条例改正については、困難であると考えている。

観光振興策について

■議員 昨年11月にオープンした「素鳳ふるさと館」は、オープンから3月2日までの入館者数が1769人と聞いている。継続してこそ評価も高まるわけであり、文化が漂う施設として、更には皆生で一時を過ごす施設

としても今後重要な位置付けになると思う。そこで以下向う。

(1) 継続をしていく上での施設の分析及び今後の対応

(2) ひな人形や調度品の入替えを2か月に1回とし、経済的負担を軽減できないか。

(3) 人形制作講習会などの文化的事業の展開はできないか。

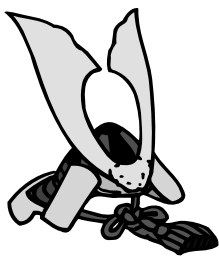
(4) 展示品の歴史的価値などがわかる資料の提供はできないか。

■市長 (1) 皆生温泉に文化の香りのする継続的な催しがあったことは、観光振興の面から、大変役立つであろうと考えており、関係者の努力の賜物と思っている。入場者数も月平均で400人以上と関心をもっていただいているようである。継続する上で、これを第一歩として、皆生温泉の活性化につながる取組が次々と進展しており、協力をできる部分は積極的に協力したい。

■教育長 (2) 展示の環境条件に規制を加えることで可能である。

(3) できる範囲で協力したい。

(4) 解説書等を提供したい。



中川 健作 議員 (サンシャイン)

指定管理者制度における指定手続の公平性、透明性の確保について

■議員 どの施設を指定管理者に管理させることが適切なのか、各施設をどんなサービス内容で、どこまで管理させるのか、管理料はどれくらいが適当なのかなど、市民・民間参加で議論し、検討すべきではないか。

■市長 指定管理者制度に係る検討状況を公表し、これに対する市民・民間事業者からの意見を参考にしながら、それぞれの施設について、開館時間、閉館日などの管理の基準の設定、また、指定管理者が行うことが適当と思われる業務の内容の精査などを行うこととしている。

■議員 指定管理者制度の導入により、外郭団体が今までどおり公共施設の管理委託を受けることができなくなった場合は、当然、整理が必要となる。職員、出資金の扱いを含めて、外郭団体をどのように整理する考えか。

■市長 外郭団体が受託できないと決定したわけではないので、外郭団体の取扱いについて具体的にどうするかは検討していない。しかしながら、指定管理者制度の状況により、団体の存在そのものに影響する場合には、団体職員の雇用問題を含めて、例えば、あつ旋、雇用の受け皿の確保などの対応が必要であると考えている。

中海問題における両県知事合意について

■議員 昨年末、森山堤防だけを50%開削し、大海崎堤防は開削しないということで両県知事が合意した。少なくとも森山、大海崎の2つの堤防を200%開削するなどして、できるだけ以前の潮流を取り戻し、環境修復を図るように求めてきただけに、知事合意はとても納得できないものではない。合意についてどのように評価しているのか。

また、両堤防開削の必要性をどのように認識し、どのような働きかけをしてきたのか。

■市長 堤防開削という方向性が示されたことは前進と考えるが、中海の水質浄化及び治水の心配がなくなることが重要だと考えている。両県知事合意後、「治水及び水質浄化の観点から

両堤防の開削は必要との立場であり、中海に関する協議会において、十分納得のいく説明が得られるようお願いする」旨の要望書を鳥取県知事に提出する等している。

■議員 このままでは、知事合意内容で中海協議会の結論が出される。早急に、両堤防が開削されないと大橋川拡幅の同意はありえないということを、知事に伝えるべきではないか。

■市長 機会を見て、県に対して米子市の立場を伝えたい。



遠藤 通 議員 (二院クラブ)

市の行政改革推進の成果について

■議員 新聞報道によると、行政改革項目の目標は8割が達成、財政削減効果額は18億円とあるが、電子市役所の実現に向けた新たな投資的経費に幾らかかったかという数字は表れていない。また、この18億円の内訳はクリ

ーンセンターの手数料値上げと開発公社に肩代わりさせた9億円などである。本市が推進した4年間の行政改革の手段と結果を見ると、市民との目線にかい離があると思う。また、外郭団体の統廃合やアウトソーシング(業務委託)は未達成である。

市長の推進する聖域なき行政改革とは、どのような効果を求めたの改革なのか。

■市長 行政改革を進めるために必要となる経費の取扱いについては、介護保険料の訪問徴収の強化など、その効果が削減額として算出できる項目は、それに伴う必要経費を相殺したもので計上している。また、電子市役所の実現のような時代のニーズを実現するための施策など、もともと財政効果を期待しないものや、効果が削減額として算出し難い項目は、たとえ必要経費が生じる場合であっても効果額との均衡を図る意味から計上していない。また、クリーンセンターに係る手数料の見直しや遊休財産の処分は、現行の行政改革重点推進方針にも掲げられている。財政効果額として計上したものである。本市の行政改革としては、地方分権時代の中で、個性的なまちづくりを自立的に推進していくために望ましい行

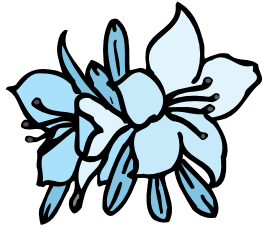
政システム像を描き、その実現に向けて①選択型行政への転換②市民との行政情報の共有化③財政の健全化の3つの緊急的課題を掲げ、市民の視点に立った取組に努めた。外郭団体の統廃合や民間委託の推進など、諸事情によって実施できなかったものもあるが、これらの項目は、引き続き取り組んでいきたい。

■議員 行政改革で①外郭団体の統廃合②民間委託の推進③が先送りされた理由を伺う。

■市長 ①指定管理者制度の導入に併せて②事務量調査等の結果を踏まえて③実施した方がいと判断したためである。

■議員 市役所庁舎等の借地料を現在の土地価格で算定すると約5000万円もの減額となる。市長自身も率先して、地主と交渉するべきではないか。

■市長 借地料問題については、私自身も一緒になって具体的方策を模索している。一部の地主に対しては、私も話をしたことがある。



議会を傍聴してみませんか

米子市議会の本会議と委員会は、公開により行われています。議員の活動や市政の方針などを実際に見聞きされてみてはいかがでしょうか。個人でも団体でも自由に傍聴できます。

傍聴席は、本会議が60席(車いす専用の傍聴席もあります)、委員会が10席あります。

なお、傍聴に当たっては、議事事務局での簡単な手続が必要ですが、希望者が多い場合は制限させていただくこともありま

すので、ご了承ください。

米子市議会に対するご意見等ありましたら、電話・FAX・メールでもお受けしておりますので、お気軽にお寄せください。

電話 32-10302
FAX 35-16464
メール gikai@yonago-city.jp

議会だより編集委員

- 中川 健作
- 佐々木 康子
- 伊藤 ひろえ
- 岩崎 康朗
- 尾崎 光子
- 原紀子

第448回3月定例会提出議案等審議結果一覧表

番号	件名	結果
議案第2号	功労者の表彰について	原案同意 全会一致
議案第3号	鳥取県西部広域行政管理組合を組織する地方公共団体の数を減少し、及び同組規約を変更する協議について	原案可決 全会一致
議案第4号	鳥取県西部広域行政管理組合を組織する地方公共団体の数を減少し、及び同組規約を変更する協議について	原案可決 全会一致
議案第5号	専決処分について(平成16年度米子市水道事業会計補正予算)(補正第2回)	原案承認 全会一致
議案第6号	米子市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める条例の制定について	原案可決 賛成多数
議案第7号	米子市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について	原案可決 全会一致
議案第8号	米子市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 全会一致
議案第9号	米子市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 全会一致
議案第10号	米子市なかよし学級条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 全会一致
議案第11号	米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 全会一致
議案第12号	米子市特別医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 全会一致
議案第13号	米子市元町パティオ条例の制定について	原案可決 全会一致
議案第14号	米子市観光センター条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 全会一致
議案第15号	米子水鳥公園ネイチャーセンター条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 全会一致
議案第16号	米子市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 全会一致
議案第17号	米子市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 全会一致
議案第18号	米子市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 全会一致
議案第19号	米子市・淀江町合併協議会を廃止する協議について	原案可決 全会一致
議案第20号	米子市日吉津村中学校組規約を変更する協議について	原案可決 全会一致
議案第21号	土地改良事業の事務の委託に関する規約の一部を改正する規約を定める協議について	原案可決 全会一致
議案第22号	農業農村整備事業の事務の委託に関する規約の一部を改正する規約を定める協議について	原案可決 全会一致
議案第23号	市道の路線の変更について(皆生北9号線)	原案可決 全会一致
議案第24号	市道の路線の認定について(新開西13号線ほか18路線)	原案可決 全会一致
議案第25号	市道の路線の廃止について(車尾6号線)	原案可決 全会一致
議案第26号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について(準用河川水貫川貯水槽築造工事)	原案可決 全会一致
議案第27号	損害賠償の額の決定について	原案可決 全会一致

第448回3月定例会提出議案等審議結果一覧表（2）

番 号	件 名	結 果	
議案第28号 修 正 案	平成16年度米子市一般会計補正予算（補正第9回）	原案否決	賛成少数
議案第28号	平成16年度米子市一般会計補正予算（補正第9回）	原案可決	賛成多数
議案第29号	平成16年度米子市下水道事業特別会計補正予算（補正第4回）	原案可決	全会一致
議案第30号	平成16年度米子市水道事業会計補正予算（補正第3回）	原案可決	全会一致
議案第31号	市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全会一致
議案第32号	議会の議員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全会一致
議案第33号	発達障害児・発達障害者に対する支援促進を求める意見書の提出について	原案可決	全会一致
議案第34号	人権侵害救済法の早期制定を求める意見書の提出について	原案可決	賛成多数
議案第35号	示威行進及び集団示威運動に関する条例を廃止する条例の制定について	原案可決	賛成少数
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	原案同意	全会一致
報告第1号	議会の委任による専決処分について（損害賠償の額の決定について）	報 告	-
報告第2号	議会の委任による専決処分について（損害賠償の額の決定について）	報 告	-
報告第3号	議会の委任による専決処分について（和解について）	報 告	-
報告第4号	議会の委任による専決処分について（和解について）	報 告	-

第448回3月定例会受理陳情審議結果一覧表

番 号	件 名	結 果	
陳情第85号	「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書の提出について	不採択	賛成多数
陳情第86号	「J R不採用問題の解決に向けた協議の開始を求める意見書」の提出について	不採択	賛成多数
陳情第87号	学芸員設置等について	採 択	賛成多数
陳情第88号	「農業を守って、食料自給率を向上させる」ための意見書提出について	不採択	賛成多数
陳情第89号	「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書の提出について	採 択	賛成多数

継続審査となっていた陳情の審議結果一覧表

番 号	件 名	結 果	
陳情第52号	米飯学校給食回数の増加について	継続審査	-
陳情第54号	温暖化対策税創設に関する意見書の提出について	継続審査	-
陳情第55号	イズミ進出反対について	継続審査	-
陳情第57号	大手スーパー「イズミ」の米子進出反対について	継続審査	-
陳情第59号	スーパー「イズミ」米子出店反対について	継続審査	-
陳情第62号	イズミゆめタウン出店について	継続審査	-
陳情第63号	「イズミ」の米子進出反対について	継続審査	-
陳情第64号	米子駅前「東横イン米子ビル建築計画」の中止指導について	継続審査	-
陳情第73号	株式会社イズミが計画する大規模ショッピングセンターゆめタウン米子の出店反対について	継続審査	-
陳情第74号	株式会社イズミが計画する大規模ショッピングセンター「ゆめタウン米子」の出店反対について	継続審査	-
陳情第77号	米子市上福原地区大規模開発について	継続審査	-
陳情第78号	スーパー「イズミ」米子進出賛同について	継続審査	-
陳情第79号	スーパー「イズミ」米子進出賛同について	継続審査	-
陳情第80号	イズミ進出反対について	継続審査	-